平成２３年（フ）第１７号
盛岡市三ツ割１丁目２番８号　メゾンM102号、旧住所盛岡市三本柳９地割23番地５　村上アパート１号
債務者　畠山　恭治
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４６号
盛岡市名須川町27番28号　フォーブル杜103号、旧住所盛岡市本町通３丁目９番７号　コーポＳ12号
債務者　上遠野　宏
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５４号
盛岡市上堂２丁目１番５―305号、旧住所福島県郡山市虎丸町12番22号
債務者　相内　克公
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９号
愛知県一宮市天王２丁目10番９号　ファミール天王103号
債務者　吉良　瞭子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５号
愛知県一宮市長島町２丁目27番地１　モアグレース長島303号
債務者　加藤　裕紀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９４３号
大阪府和泉市府中町６丁目５番28号
債務者　萩原　真生
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地55棟103号
債務者　竹内　正市
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
大阪府岸和田市小松里町2255番地第一ホワイトシャルム205号
債務者　九重　春樹
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
大阪府岸和田市加守町２丁目１番23―210号、前住所大阪府岸和田市土生町５丁目12番14―102号
債務者　山田　義弘
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
大阪府貝塚市小瀬25―１―305、住民票上の住所大阪府岸和田市松風町28番５号
債務者　大塚　和也
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
大阪府泉佐野市南中安松1450番地の５、前住所大阪府泉南郡熊取町五門東２丁目10番28号
債務者　北口　善一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
大阪府泉南郡熊取町長池１番８―404号、住民票上の住所大阪府泉佐野市南中安松1450番地の５
債務者　北口　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
大阪府岸和田市磯上町５丁目27番12号
債務者　大西　美雪
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
大阪府岸和田市五軒屋町２番３号、前住所大阪府岸和田市北町１番21号
債務者　田中　郁子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
大阪府阪南市新町88番地の４、前住所大阪市都島区中野町４丁目16番１―402号
債務者　小鯛　将人
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
大阪府泉大津市二田町３丁目９番38号清水マンション206号、前住所滋賀県近江八幡市鷹飼町361番地59
債務者　高嶋久美子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
大阪府岸和田市箕土路町２―６―16―502号、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町４丁目３番４号昭和ハイツ303号
債務者　谷口千代子（旧姓大曲）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係